

令和8年度 宿泊施設利用補助事業実施要項

1. 目的

対象施設の宿泊料の一部を助成することで組合員及びその被扶養者の元気回復を図る。

2. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 対象施設

公立学校共済組合高知宿泊所「高知会館」

4. 補助対象者

公立学校共済組合高知支部の組合員及びその被扶養者（以下「補助対象者」という。）とする。

なお、次の者については補助対象者に含めないものとする。

- ・任意継続組合員及びその被扶養者
- ・利用する日において組合員資格を喪失している者
- ・利用する日において被扶養者認定を取り消されている者

5. 補助金額

1人1泊につき2,500円とする。

ただし、公務での利用はできないものとする。

6. 補助の上限

補助対象者の利用回数を累積することとし、実施期間内に12回（泊）を上限とする。

7. 利用方法

対象施設で宿泊手続き（チェックイン）を行うときに、補助対象者は宿泊利用補助の適用を希望する旨を申し出たうえで補助対象者全員の本人確認書類等（※）をフロントに提示する。

対象施設は、提示された本人確認書類等により宿泊利用補助券を発券し、補助対象者（補助対象者が複数の場合は代表者）に確認署名（サイン）を求める。

対象施設は、宿泊料から補助金額を差し引く。

※ 本人確認書類等・・・

（氏名、性別、生年月日）を確認できる書類等

【例】運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、マイナポータルの資格情報画面、資格確認書など